令和４年５月２４日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

サル痘に関する情報提供及び協力依頼について

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡に関し、大阪府より通知がありましたので、情報提供いたします。医療機関における対応としては下記が記載されており、詳細は大阪府ホームページ掲載の国事務連絡等をご参照ください。
貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●医療機関における対応について

- サル痘を疑う症状を呈する患者（以下「疑い患者」という。）を診察した場合には、最寄りの保健所に相談すること。
- 特に、最近の海外渡航歴を有する疑い患者については、渡航歴、性交渉歴、天然痘ワクチン接種歴等の詳細を可能な限り聴取すること。
- 疑い患者に接する際には、接触及び空気予防策を実施すること。入院が必要となる場合には、個室（陰圧個室が望ましい。）で管理を行うこと。
- 患者が利用したリネン類を介した医療従事者の感染の報告があることから、リネン類を含めた患者の使用した物品の取り扱いには注意すること。
- 診断や治療等の臨床管理については、国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）に相談を行うことが可能である。

・連絡先：国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院
国際感染症センター（DCC）
TEL: 03-3202-7181（代）
Email: idsupport@hosp.ncgm.go.jp

・令和4年度感染症法関係通知（大阪府ホームページ）
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa4nentuti.html

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（TEL:06-6763-7012）